

各位

会社名 ヒビノ株式会社
代表者名 代表取締役社長 日比野 晃久
(コード番号 2469 東証スタンダード市場)
問い合わせ先 執行役員ヒビノ GMC 経営企画グループ
グループ長 大関 靖
(TEL : 03-3740-4391)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月22日開催予定の第59回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 公告方法の変更

周知性の向上及び経営の合理化を図るため、現行定款第5条(公告方法)につき所要の変更を行うものであります。また、電子公告制度の導入に伴い、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、下記のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月22日(予定)

以上

(別紙)

(下線部分は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由</u>によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(電子提供措置等) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p style="margin-left: 2em;">2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附 則 ＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 ＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第3条</u> 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第16条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>